

①B による従業員持株会の議決権の代理行使について

- ・株主の指示に反する議決権行使が無権代理となることについて適切に規範を定立している (10 点)

- ・事実を摘示して、B による議決権の代理行使が無権代理に該当することを示している (10 点)

- ・持株会規約によって議決権行使について指示が可能とされていること
- ・現に 1 万株分について反対の議決権行使の指示が寄せられていたこと
→B に与えられていた代理権は、1 万株については反対することのみであった

②乙銀行の従業員 C の扱いについて

- ・C が乙銀行の代理人として出席したといえるかどうかが問題となることを指摘している (10 点)

- ・事実を摘示して、C が乙銀行の代理人として出席していたとはいえないことを示している (10 点)

- ・現に代理権は授与されていないこと
- ・入場の際、C が委任状や議決権行使書面を示した事実はないこと

③ 上記①②を踏まえて、本件決議の成否について適切に票数の加減を行い、計算している (10 点)

※答案が採用する①②の結論が本採点基準と異なる場合でも、それに従って票数の加減を行った結果が当該答案の結論に沿ったものである場合には、点数を与える